平成２２年（フ）第３１６６号
札幌市東区北23条東10丁目１番13号　セブンハイツ２Ｂ号
債務者　梅原　照代（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２１６号
札幌市東区北34条東10丁目２番28号　山王マンションＢ－３号
債務者　白戸　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２４０号
札幌市白石区南郷通１丁目南９番16―303号
債務者　横山千賀子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６１９号
横浜市金沢区六浦１丁目11番18―204号
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６２０号
横浜市港北区新吉田東５丁目51番１―103号
債務者　白川幸一こと白川鳳植こと　白　　鳳植
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１３号
横浜市神奈川区菅田町1713―３　三和交通研修センター408号、住民票上の住所横浜市戸塚区名瀬町2219番地
債務者　古江　　伸
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１６号
横浜市青葉区荏田西２丁目15番地６　ハウスヤマセン204号
債務者　平間　美雪
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７２０号
横浜市鶴見区下野谷町３丁目110番地　青木荘
債務者　白石　直子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７７号
横浜市中区黄金町１―３―１　ライオンズマンション伊勢佐木町西705号、住民票上の住所横浜市中区初音町１丁目21番地43
債務者　高根　敏夫
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８６０号
神奈川県鎌倉市十二所776番地
債務者　中村　和宏
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８７０号
横浜市磯子区岡村３丁目14番６号
債務者　千葉　　實
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９２１号
横浜市南区宿町１丁目28番地　第２住吉ビルＢ棟502号室
債務者　安藤　都子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９３６号
神奈川県海老名市大谷南３丁目12番39号
債務者　鈴木　勝春
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１５号
北海道旭川市旭神３条３丁目３番12号
債務者　上西　香織
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４０号
静岡県富士市中野770番地の10　メゾンレトワール106号、前住所静岡県富士市大淵65番地の７、前々住所長崎県佐世保市愛宕町111番地81　若杉ハイツ201号、前々々住所長崎県北松浦郡佐々町小浦免510番地
債務者　田島　大志
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６９９号
岡山市南区豊成３丁目５番５号
債務者　海野　朱美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部